

次期学習指導要領の実施に向けた教科書の改善 に関する検討課題

次期学習指導要領については、本年 10 月、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において「審議まとめ」が取りまとめられた。今後、この冬に取りまとめられる予定の中央教育審議会答申を踏まえ、今年度内に小学校、中学校、令和 9 年度に高等学校の学習指導要領の告示が見込まれる。

「審議まとめ」においては、次期学習指導要領に向けた基盤となる 3 つの方向性として、

- ① 「主体的・対話的で深い学び」の実装
- ② 多様性の包摂
- ③ 実現可能性の確保

の 3 点を挙げている。これら 3 つの方向性に基づく改善は教育課程内外のあらゆる方策を用いつつ、三位一体で具現化されるべきもの、としており、「『主体的・対話的で深い学び』の実装」と「実現可能性の確保」の観点から、教科書の精選、教科書とそれ以外の教材の整理や役割分担等の必要性も提言されている。

こうしたことを踏まえ、教科用図書検定基準についても、次期学習指導要領及び中央教育審議会の方向性を踏まえたものとする必要がある。

(1) 「統合的な理解・総合的な発揮」による学習指導要領の構造化を踏まえた教科書の在り方

- 「審議まとめ」においては、各教科等での「深い学び」のイメージを教師が掴み取り、授業づくりに生かしやすい学習指導要領を実現するため、学習指導要領の目標・内容の構造化を一層進めることが不可欠、として以下のとおり提言している。

第 1 部 第 3 章「深い学び」を実現するための分かりやすく使いやすい学習指導要領 (1) 「深い学び」の実装に向けた基本的な考え方

学習指導要領の目標・内容の構造化を一層進めることが不可欠であり、内容に規定する「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」について、資質・能力の「深まり」、資質・能力の複数の柱の「一体的育成」を学習指導要領の記載から教師が捉えることができるよう、可視化することが必要である。

具体的な構造化の在り方としては、(2) で詳しく述べるとおり、資質・能力の「深まり」を、「知・技」について可視化した状態(※1)として「知識及び技能に関する統合的な理解(統合的な理解)」を、「思・判・表」について可視化した状態(※2)として「思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮(総合的な発揮)」を

抽出して定めるとともに、それらにぶら下がる個別の資質・能力とともに一体的に示すこととし、各教科等の特性も踏まえつつ、共通性を重視しながら具体的な記載を検討すべきである。

(※1) 個別の知識や技能が相互に関連付けられて一般化され、統合的な理解となった状態を指す。

(※2) 複雑な課題の解決に向けて、個別の「思・判・表」を組み合わせたり選んだりして総合的に働かせた状態を指す。

- また、学習指導要領の目標・内容の構造化と教科書との関係について、以下のとおり提言している。

第1部 第3章「深い学び」を実現するための分かりやすく使いやすい学習指導要領
(6) 「統合的な理解・総合的な発揮」を生かした単元構想・授業づくり

構造化・表形式化する学習指導要領について、単元・授業づくりのどのような場面で、どのように活用することで授業改善に繋げていくことができるのか、教科等ごとに参考イメージを示すことにより、指導主事や経験が豊かな教師が、経験の浅い教師を指導する際のイメージを共有できるようにすることが必要である。

単元計画案は個別の学習内容の順番を各時ごとに示すものに留まっていることも多い。参考イメージの活用により、単元計画を「学習内容の羅列」という捉えに留めず、授業者が「資質・能力の繋がりで単元全体を捉え、資質・能力を関連付けて深めていくプロセスを描く」ものとして具体的に構想できるようになることが重要である。

(中略)

このように、構造化を生かした単元構想を実現することで、育成すべき資質・能力を意識せずに、教科書「を」網羅的に教える授業や「本時主義」といった授業づくりの実態からの脱却に繋げることが重要である。

そのためには、教科書会社が編集に当たって、参考イメージで示したような整理を行いながら、「統合的な理解・総合的な発揮」に至ることができるような問いや評価課題、学習過程が明確となった教科書を編集し、指導書等でその構造を一層具体的に示していくことが重要である。

こうしたことにより、経験の浅い教師でも「統合的な理解・総合的な発揮」を自然に念頭に置きながら資質・能力を関連付けて深めていく授業づくりが徐々にできるようになっていく環境が整うよう促していく必要がある（教師が参考イメージを常に作成することは想定していない）。

- このような学習指導要領の目標・内容の構造化とその趣旨を踏まえた教科書となるよう、教科共通の基準における要件の見直しについて検討してはどうか。

(2) 「統合的な理解・総合的な発揮」による学習指導要領の構造化や調整授業時数制度の創設を踏まえた教科書の精選

- 「審議まとめ」において、多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の実現に向け、義務教育段階において標準授業時数の運用の弾力化を可能とする制度として、「調整授業時数制度」の創設が提言されている。具体的には、対象となる各教科等について、学習指導要領に示す内容をいずれも取り扱うことを前提とした上で、各教科等の標準授業時数を最大限大きくとった場合で15%程度まで下回って教育課程を編成することを可能とするとともに、それにより生み出された時間を地域や学校、児童生徒の実態を考慮した取組に充てることができるものである¹。
- また、高等学校については、教育課程の柔軟化に向けて、以下のような方策が提言されて

¹ 「審議まとめ」第1部 第4章 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程 (2) 義務教育段階における「調整授業時数制度」の創設等

いる。

- ・現在35コマの授業をもって1単位と計算しているものを改め、17コマの授業をもって1単位と計算する
- ・単位の計算方法の変更により、一層きめ細かな学習量の調整が可能となることも踏まえ、必修科目について減単が可能な科目を増やす
- ・既に十分に内容を修得している生徒への科目の履修免除を可能とする
- ・学校設定教科・科目の単位数の上限を引き上げる 等²

- その上で、「審議まとめ」においては、教師と子供の双方に教育課程上の「余白」を創出することで、教師が資質・能力を高め、授業改善を図るための時間的余裕を確保するとともに、子供も深い学びの実現に取り組むために必要な学習時間を確保できるようにし、これらが相乗効果を発揮して豊かな学びに繋がるようにしていく必要があるとし、その課題の一つとして、以下のとおり、教科書に係る課題を挙げ、教科書の精選について提言している。

第1部 第5章「余白」の創出を通じた教育の質の向上

(1) 「余白」の創出に関する基本的な考え方

【②「余白」の創出に関する主な課題】 4) 「厚い教科書を全て教える」からの脱却

充実した教科書を網羅的に指導すべきとの考え方が根強く、内容や分量の多さが授業進度の速さや過度な授業時数の設定に繋がるとの指摘がある。また、指導書のとおり授業を行うべきとの認識も教師によって強く、創意工夫や力量向上を阻む側面があるとの指摘もある。こうした実態も勘案し、「統合的な理解・総合的な発揮」による構造化、調整授業時数制度の創設も踏まえた教科書の精選や指導書の改善等の在り方を整理する必要がある。

第1部 第5章「余白」の創出を通じた教育の質の向上

(3) 構造化や調整授業時数制度を踏まえた教科書の精選

- 現在の教科書は、学習に必要な情報の大半を網羅し、多数の用語・キーワード等の豊富な知識に関わる情報やその確認問題が掲載されている。このような教科書を使用する中で、教科書の指導のみで授業を完結することができ、教科書「を」網羅的に教える授業、あるいは「本時主義」といった授業づくりからの脱却に至っていない実態もある。この場合、その他の教材は補足的に活用することになる。
- そうした中、(1)② 4)で述べた課題の顕在化、さらに(2)④で述べた時数を確保しないと教科書が終わらないという学校現場の懸念を踏まえれば、「統合的な理解・総合的な発揮」による構造化の趣旨を踏まえ、教科書の内容は、各教科等の「統合的な理解・総合的な発揮」を実現しやすくなるように精選するとともに、教科書で得た理解を広げたり深めるための多様な情報を得る手段として、その他の教材を活用するという役割分担を考えることが必要である。
この場合、その他の教材は児童生徒の関心等に応じた多様なものが活用され、紙に加え、デジタル学習基盤や学校図書館・公立図書館がインフラとして機能することになる。第2章(3)②で述べた興味・関心が広がる教材・学習方法の選択の促進の前提ともなる。
- また、構造化の観点のみではなく、調整授業時数制度の創設により、一定の範囲で各教科等の標準

² 「審議まとめ」第1部 第4章 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程 (3) 高等学校段階における単位制の柔軟化等

を下回って生み出した調整授業時数を裁量的な時間等に充てることを可能とすることから、調整後の時数で十分に指導可能なものとなるよう、教科書の分量、デジタル教材との役割分担、教師用指導書での指導計画の示し方も整合性を持って対応する必要がある。

- なお、調整授業時数制度を活用して標準を下回ってよい上限については、最大限大きくとった場合で35コマ以下の教科等を除く対象教科等の最大15%程度とし、引き続き具体の幅を教育課程企画特別部会で検討することとしている。
(後略)

- このような教科書の精選の方針を踏まえ、教科共通の基準のうち、以下の事項について検討が必要ではないか。
- 現行の基準においては、「学習指導要領との関係」について、「本文、問題、説明文、注、資料、作品、挿絵、写真、図など教科用図書の内容には、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不必要なものは取り上げていないこと。」と規定しているが³、教科書の精選、教科書以外の教材との役割分担の必要性を踏まえ、見直しを検討してはどうか。
- 小・中学校の授業時数に関しては、現行の基準では「学習指導要領の内容及び学習指導要領の内容の取扱いに示す事項が、学校教育法施行規則別表第1又は別表第2に定める授業時数に照らして図書の内容に適切に配分されていること。」としているが⁴、調整授業時数制度を活用した場合にも指導可能な教科書となるよう、見直しを検討してはどうか。
- 高等学校の教育課程の柔軟化に関しては、現行の基準では「学習指導要領の内容及び学習指導要領の内容の取扱いに示す事項が、学習指導要領に示す標準単位数に対応する授業時数に照らして図書の内容に適切に配分されていること。」としているが⁵、1単位の計算方法が変更になることや、必修科目においてより柔軟な減単が可能になることを踏まえ、見直しの必要性についてどのように考えるか。
- また、仮に上記のような内容面での精選の方向性や、調整授業時数制度への対応等について検定基準において明記した場合であっても、これまで教科書のページ数の増加と大判化の傾向が長く続いてきたことも踏まえ、教師と子供の双方に「余白」を創出するため、教科書の種目ごとにページ数の上限の目安を示すなどの必要性について、どのように考えるか。

³ 「義務教育諸学校教科用図書検定基準」第2章 教科共通の条件－1 基本的条件－(4)

「高等学校教科用図書検定基準」第2章 教科共通の条件－1 基本的条件－(4)

⁴ 「義務教育諸学校教科用図書検定基準」第2章 教科共通の条件－2 選択・扱い及び構成・排列－(3)

⁵ 「高等学校教科用図書検定基準」第2章 教科共通の条件－2 選択・扱い及び構成・排列－(3)

(3) 各教科固有の条件等に関する見直し

- 「審議まとめ」において、情報活用能力の抜本的向上に向けて、以下の見直しが提言されている⁶。
 - ・小学校において、総合的な探究の時間に「情報の領域」を付加する（「総合的な学習の時間」は「総合的な探究の時間」に名称を変更する方向）
 - ・中学校において、現行の「技術・家庭科」から、「家庭科」を独立の教科とした上で、技術分野については適切な時数を確保した上で「情報・技術科」とし、充実を図る
 - ・高等学校において、小・中学校で新たに整理した内容の系統性を踏まえ、情報科（情報Ⅰ・情報Ⅱ）の内容を更に充実する
- また、高等学校の各教科については、以下のような科目構成の見直しが提言されている⁷。
 - ・外国語科 「英語コミュニケーション」を「英語コミュニケーション（総合）」に、「論理・表現」を「英語コミュニケーション（発信）」に変更。
 - ・国語科 選択科目の中から標準的な内容項目を抽出し「現代の国語Ⅱ」、「言語文化Ⅱ」を新設。その上で、より発展的に内容を焦点化して学ぶ選択科目群を設定。
 - ・数学科 「数学A」「数学B」「数学C」を、ABCの区分けをなくして内容を選択できる一つの新選択科目として整理。「数学Ⅰ」には、数列、行列、統計、確率などのエッセンスや数理モデルなどの基本を学ぶ「社会を読み解く数学」を新設。新選択科目において数列、行列、統計、確率を扱う場合には相当分を数学Ⅰから減単可能であることを明確にする。
- 中学校社会科においては、以下のような分野の見直しが提言されている⁸。

地理・歴史・公民の各分野を有機的に結び付ける分野横断単元を設け、小学校社会科や高等学校地理歴史科・公民科とより円滑な接続を図る。その際、分野横断のねらいを実現できるようにするため、現行の各分野の内容の一部あるいは全部を移行し、その上で各分野の内容の改善を図る。
- こうした教科、科目の構成の見直しや、総則の見直し、各教科の目標・内容等に関する具体的な検討状況を見つつ、検定基準における「教科共通の条件」及び「各教科固有の条件」の見直しについて検討してはどうか。
- このほか、現行の検定基準の運用を踏まえて見直しが必要な点があるか、検討してはどうか。

⁶ 「審議まとめ」第1部 第7章 情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現

⁷ 「審議まとめ」第1部 第8章 次期学習指導要領の趣旨を実現するために必要な方策 （2）高等学校の教科・科目構成と標準単位数の在り方

⁸ 「審議まとめ」第2部 第2章 社会、地理歴史、公民 4. 内容改善の在り方